

取得届の提出に関するお願い

事業主の皆様へ

◆例年、4月～5月上旬の繁忙期においては、窓口が非常に混雑します。

◆また、繁忙期におきましては、資格喪失届の処理、離職票の発行手続を最優先で行っています。

そのため、資格取得届の提出につきましては、可能な限り4月上旬～中旬を避けていただきますようご協力をお願いします。

※雇用保険法施行規則第6条の規定により、労働者が被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに資格取得届の提出が必要です。

(例) 4月1日入社(雇用保険加入要件を満たす労働者)の場合
→5月10日までに安定所への提出が必要。

◆繁忙期に取得届の提出をされた場合、取得届の件数や窓口の状況により、お預かりさせていただく場合がございます。その場合、**取得届の処理にお時間をいただきます**ので、ご理解をお願いします。

※郵送にて提出していただいた場合に関しても同様の取り扱いをさせていただきます。

- ・雇用保険適用課の窓口の受付時間 平日8:30～16:00まで
 - ・上記の時間帯でのご利用をお願い致します。
- ご不明な点がございましたら、下記までご連絡をお願いします。

名古屋南公共職業安定所 雇用保険適用課
TEL: 052-681-1211 (部門コード21#)